

使用済燃料乾式貯蔵施設に関連する国の計画等の概要

エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月閣議決定）

第 2 章 2030 年に向けた基本的な方針と政策対応

第 2 節 2030 年に向けた政策対応

4. 原子力政策の再構築

(4) 対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組

① 使用済燃料問題の解決に向けた取組の抜本強化と総合的な推進

2) 使用済燃料の貯蔵能力の拡大

廃棄物を発生させた現世代として、高レベル放射性廃棄物の最終処分へ向けた取組を強化し、国が前面に立ってその解決に取り組むが、そのプロセスには長期間を必要とする。その間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力を強化することが必要であり、安全を確保しつつ、それを管理する選択肢を広げることが喫緊の課題である。こうした取組は、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資することになる。

このような考え方の下、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する。

政府は、2015年10月の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定した。同プランに基づき、原子力事業者は使用済燃料対策推進計画を策定し、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設も含めて使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めている。引き続き、取組の加速へ向けて、国が積極的に関与し、関係自治体の意向も踏まえながら、個々の事業者の努力はもとより、事業者間の一層の連携強化を図りつつ、国全体として使用済燃料の安全で安定的な貯蔵が行えるよう、官民を挙げて取り組む。

使用済燃料対策に関するアクションプラン (平成27年10月最終処分関係閣僚会議)

1. 使用済燃料対策に関する基本的考え方

政府がこれまで以上に積極的に関与しつつ、事業者の一層の取組を促すなど、安全の確保を大前提として、貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化を官民が協力して推進することとする。

【政府】政策資源を有効に活用して、適切な支援策など必要な政策措置について検討し、その具体化を図るとともに、自治体等関係者を始め、各地域や国民各層の理解を深める活動を継続して行う。

【事業者】各事業者の積極的な取組はもとより、共同・連携による事業推進の検討等を進める。

なお、使用済燃料対策を着実に進める観点からは、六ヶ所再処理工場やむつ中間貯蔵施設の竣工等は重要な課題であり、これら施設が新規規制基準に適合すると認められた場合、地元の理解を得つつ、その竣工を着実に進めていく。

2. 使用済燃料対策の強化へ向けた具体的な取組

- (1) 政府と事業者による協議会の設置
- (2) 事業者に対する「使用済燃料対策推進計画」の策定の要請
- (3) 地域における使用済燃料対策の強化（交付金制度の見直し）
- (4) 使用済燃料対策に係る理解の増進
- (5) 六ヶ所再処理工場やむつ中間貯蔵施設など核燃料サイクルに係る取組

3. 今後の取組

最終処分関係閣僚会議において、適切に本プランのフォローアップを行うこととし、原子力発電所に係る状況等を踏まえつつ、使用済燃料対策の進捗状況や今後の見通し等について確認する。